【計画書】

国見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目次 】

1. 都市計画の目標	1
1) 国見都市計画区域における都市づくりの基本理念	1
2) 地区毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
1)区域区分の決定の有無	
	-
3. 主要な都市計画の決定の方針	4
1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
①主要用途の配置の方針	
②土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
2)-1 交通施設	
2)-2 河川	
2)-3 下水道	
2)-4 その他の都市施設	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
5) 都市防災に関する方針	
6) 景観に関する方針	
0/ 牙臥に因りる/14	9

国見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針(平成19年3月)」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり(コンパクトシティの構築)を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、 公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 国見都市計画区域における都市づくりの基本理念

国見都市計画区域は、島原半島地域の北部に位置し、島原半島と熊本県方面とを結ぶ海の玄関口としての役割を担う都市計画区域である。

本都市計画区域の属する島原半島地域は、雲仙天草国立公園をはじめとした豊かな自然環境や知名度の高い観光資源、県内最大の農業地帯を有する地域であり、平成21年8月には、日本で初めて世界ジオパークに認定されている。ここで、「自然を活かした観光・交流の賑わいと田園の中の住みよさを活かした地域づくり」を島原半島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、雲仙岳の裾野に広がる豊かな自然環境や広大な農地、古墳などの歴史的文化遺産を有するとともに、県立国見高校の活躍により全国的に知名度のある「サッカー」や特産品である「いちご」や「たいらがね(ワタリガニ)」とあわせて、強い個性を備えた都市計画区域となっている。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- 「サッカー」「いちご」「かに」など強い個性を活かした魅力ある都市づくり
- ・豊かな自然環境や田園空間、歴史遺産と調和した住みよい都市づくり
- 多比良港を中心として、多様な連携と交流を育む都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 島原鉄道多比良町駅周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、国見総合支所や国見町文化会館、郵便局、小売店舗などが立地する地区である。

住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、魅力ある市街地形成を図る。

b. 多比良港臨港部

熊本県へのフェリーが就航する港湾を有し、また、港湾整備の一環として、 大規模な埋立が進められている地区である。

フェリー、貨物、漁船対策施設を充実し、人流・物流の拠点としての形成を 図る。

埋立地は、雲仙普賢岳噴火災害により発生した土石流や公共残土の搬出先となっており、公園整備などを行うことで、住民の交流の場やレクリエーションの場としての空間形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1)区域区分の決定の有無

国見都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において、住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業•業務地

島原鉄道多比良町駅周辺地区は、国見総合支所や国見町文化会館、郵便局、 小売店舗などが立地している。

今後も、当該地区を、本都市計画区域の中心的な役割を担う商業・業務地と して位置づける。

b. 住宅地

中心部の住宅地は、公共施設や商業施設などとの用途の混在を許容しつつ、日常生活における一定の利便性を確保した住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、周囲の豊かな山林などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

②土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

島原鉄道多比良町駅周辺地区は、公共公益施設や小売店舗、住宅などが混在しており、今後も、これら用途の混在を許容し、住民の日常生活の利便性の確保を図る。

b. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域には、二級河川土黒川や土黒西川沿いに広がる水田や丘陵地に広がる畑地などの農地が形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

c. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域では、雲仙天草国立公園から連なる丘陵地や海岸部などにおいて貴重な自然環境が残されていることから、豊かな自然や生態系の維持、自然とのふれあいの場にふさわしい空間の維持に向け、環境の保全に努める。

d. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集 客施設*1については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活 の拠点となるべき市街地(以下「まちなか」という。)の区域へ誘導すること を原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン(平成19年11月)」によるものとする。

(※1)「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、 映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するもの も含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2)-1 交通施設

①基本方針

a. 交通体系の整備の方針

地域高規格道路や広域道路の整備を促進し、島原や長崎、諫早、その他周辺 都市との連携・交流を強化する。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

地域高規格道路や港湾、駅、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することを めざす。

②主要な施設の配置の方針

a. 道路

地域高規格道路である島原道路は、本都市計画区域と島原や長崎、諫早方面 との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体 制の支援などに資する道路であるため、交流促進型の広域道路として位置づけ る。

都市計画道路(以下(都)という。)多比良土黒線、(都)臨港線、(都)金比羅恵 比須線、一般国道251号、389号は、本都市計画区域と周辺都市との連携 を強化するととともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上 に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

b. 港湾

多比良港は、島原半島地域北部の人流・物流の拠点として、また、漁船の基地としての役割をもっていることから、地域に密着した地方港湾として位置づける。

c. 鉄道

島原鉄道は、住民の通勤・通学や買物などの生活利便性の向上に資する鉄道であることから、地域に密着した鉄道として位置づける。

③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

一般国道389号

2)-2 河川

①基本方針

a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定めたうえで、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

②主要な河川の配置の方針

二級河川多比良川、栗谷川、土黒川、土黒西川、倉地川については、安全で 快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

なお、二級河川土黒川は、オキチモズク発生地が国指定天然記念物に指定されており、その自然環境の保全に努める。

2)-3 下水道

①基本方針

a. 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および土黒川や有明海などの公共用水域の水質保全を図るため、長崎県汚水処理構想などに基づき、計画的かつ効率的に他の汚水処理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上を図る。

b. 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。 概ね10年後における雲仙市内の普及率(汚水処理*2人口/行政人口)は、 71%を目標とする。

(※2) 「汚水処理」とは、下水道、浄化槽など各種汚水処理施設による汚水の処理のこと。

②主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、市街地およびその近傍を対象として 区域を 定める。

2)-4 その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な県央・県南ブロック(島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市の5市)において、将来的に3施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、 既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模 な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発 事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、雲仙天草国立公園に指定されている雲仙岳山麓から連なる貴重な自然環境・生態系を有している。

この自然環境については、保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場と しての活用も図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観 に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、 防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置 を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

広域公園である百花台公園は、本都市計画区域内の住民のみならず広く県民が自然・レクリエーションの拠点として活用する施設であり、その整備促進を図る。

また、雲仙市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、 10㎡以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全系統の配置方針

島原半島が世界ジオパークに認定され、日本最初の国立公園である雲仙天草 国立公園の雲仙岳山麓から連なる丘陵地については、今後も、自然公園全体の 森林などの美しい自然との連続性を維持するとともに、長崎県レッドデータブ ックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物の生息生育地については、 その環境の保全に努める。

オキチモズク発生地が国指定天然記念物に指定されている土黒川や、海苔の養殖や潮干狩りで有名な有明海沿岸部については、その環境の保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての水辺空間の形成を図る。

b. レクリエーション系統の配置方針

百花台公園は、本都市計画区域内住民のみならず広く県民が、身近に自然に触れ親しむことのできる自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

また、本公園は、有明海の雄大な景観や、雲仙普賢岳や噴火活動により新たに生まれた平成新山の勇壮な景観を眺望することができることから、観光資源としての活用も図る。

c. その他

多比良地区にある「鬼の岩屋」ともいわれている高下古墳は、古墳時代の単室式石室墳といわれている。同じく多比良地区にある五万長者遺跡は、奈良時代から平安時代ごろの寺院跡又は政庁跡といわれている。

これらの史跡は、何れも数多くの遺物が出土するなど歴史的価値の高いものであるため、都市計画区域外に存在する百花台遺跡や筏 遺跡などとともに、保全に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統として位置づけた百花台公園は、既に広域公園として 都市計画決定されている。今後も、広く県民に、スポーツ・レクレーションの 場や自然とのふれあいの場を提供する施設の充実を図る。

b. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

④主要な緑地の確保目標

a. 整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地は、次のとおりとする。

百花台公園

5) 都市防災に関する方針

①基本方針

都市防災については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6)景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

国見都市計画区域

